

Q59 知的障害者が市民センターの絵画教室に参加しようとして断られたり、旅行会社の団体旅行の申し込みを一方的にキャンセルされたという相談を受けたのですが、どのような問題があり、どう対処すべきでしょう。

市民の税金で運営されている公共機関である市民センターが、市民に対して公平・平等でなければならないのは当然です。知的障害者だから、絵画教室への参加は困難ではないかといった予断や偏見以前に、そもそもそのような障害者を想定していないプログラムだから障害者が参加してもらっては困るといったレベルの意識に基づく対応である可能性があります。市当局と話し合い、市が障害者の参加を可能にする介助者を用意する、或いは障害者でも可能で充分楽しめるプログラムを提供するよう交渉することが考えられます。

知的障害者福祉法は、国及び地方公共団体に「知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護の実施に努めなければならない。」（同法2条）とし、関係職員に協力義務を課しております（同法3条）。また、知的障害者の必要な保護について、1975年12月9日に国連総会で決議された障害者の権利宣言は、その第9項の「障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。」同第10項の「障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質をもつ、あらゆる搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。」との規定が参考になります。

旅行会社の団体旅行参加申し込みについてですが、民間の事業においても、障害者だけを排除することは許されてはなりません。一定の健康状態が必要とされるプログラムで障害者に医師の診断書や健康診断を要求された場合には、当該障害者にとっての生命や健康への支障が具体的に予想されるようなプログラムかどうかを厳しくチェックする必要があります。このような危険性が特別なく、ある種の予断や偏見に基づいて、障害者にのみ厳しい制約条件を課したり、排除することは許されません。この場合には、障害者であることを理由とした合理的な理由のない差別であるので、このような条件は、公序良俗に反して無効と考えることができるのではないのでしょうか。